

法名について

法名とは、仏弟子の名乗りであり、仏教徒としての名前です。ですから基本的にはあくまでも「生前にいただくものです」。

浄土真宗では、帰敬式（「おかみそり」とも言い、「仏、法、僧」の三宝に帰依し、念仏に生きる者としての誓いを立てる儀式です）を受式し、仏弟子となった証として、「法名」が与えられます。戒名という言い方もありますが、浄土真宗では法名といいます。戒名とか戒を授かったときの名前ということであり、これも仏教徒として歩み出そうと決意なされたとき、戒、仏教徒としての生活規範を授かり、あらためて仏教徒として歩み出すときにいただく名前なのです。

浄土真宗の法名は、男性の場合は「釋○○」女性の場合は「釋尼○○」と、お釈迦さまの「釈（釋）」の1字をいただいています。したがって、浄土真宗の法名には、「居士、信士、大姉、信女」など戒名に用いられる「位号」が付けられることはありません。

法名は本来、ご門首よりお受けするのですが、一般寺院の住職が門主の代理として授ける場合があります。

私たち浄土真宗の門信徒は、「体裁」や「字数」に囚われることのないよう、法名の意味を深く心得たいものです。

私たちの法名は、「これから仏の教えを聞いていきます」と言う「誓いの名前」なのです。

帰敬式に受式される場合は真宗大谷派（東本願寺）は冥加金として一万円必用となります。しかし、何かの理由により生前帰敬式を受式されておられず、やむを得ず、死後に帰敬式を受式なされ法名をいただく場合は冥加金は必用なりません。

また一万円の冥加金は、あくまでも帰敬式の礼金であり、法名料では決してありません。

院号について

院号とは、そもそも皇族が出家したときにつけられた称号でした。現代においては教団やお寺に「貢献のあった方に贈られる」ものとなっています。

現在は、懇志（お金による布施、寄付など）をされた方に、お扱い（お礼の品）のひとつとして、希望者に院号が下付されております。

東本願寺では、8万円以上の懇志をされた方に対し、金額に応じてお礼の記念品を数種用意していますが、そのひとつが「院号」です。

つまり、浄土真宗の「法名」や「院号」は、お金で買うものではないのです。

法名の上に載せられるために、法名と院号は、「一体化」しているように思われていますが、このように法名と院号はまったく「別物」です。

常入寺においては毎年維持金をいただいていますので、院号申請のためにあらためて冥加金を御願いいたすことはございません。

住職の個人的見解としましては、浄土は一切平等の世界ですので、お浄土にお生まれになられた方にあえて、「院号」をつけることは好みません。ですから「院号」をつけるように進めることはございません。しかし、申請があればおつけさせていただきます。